

和光市ネーミングライツ応募資格及び愛称の制限に関する基準

和光市ネーミングライツに関する基本方針に基づき和光市ネーミングライツ応募資格及び愛称の制限に関する基準は次のとおりとします。

第1 応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとします。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 市から競争入札参加資格停止の措置を受けている期間中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び和光市暴力団排除条例第3条第2項に規定する暴力団関係者
- (5) 会社法に基づく清算手続又は特別清算手続中の者
- (6) 破産法に基づく破産手続中の者
- (7) 民事再生法に基づく再生手続中の者
- (8) 会社更生法に基づく更生手続中の者
- (9) 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律に基づく承認援助手続中の者
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は第11項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者
- (12) 特定商取引に関する法律に規定する業務のうち同法第2条第1項に規定する訪問販売業を営む者(同法第27条第1項に規定する一般社団法人の社員である場合を除く)、同法第2条第2項に規定する通信販売業を営む者(同法第30条第1項に規定する一般社団法人の社員である場合を除く)、同法第2条第3項に規定する電話勧誘販売を営む者、同法第33条第1項に規定する連鎖販売業を営む者、同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業を営む者、同法第58条の4に規定する訪問購入業を営む者

※法第41条第1項に規定する特定継続的役務提供に係る取引業を営む者を除きます。

- (13) 質屋営業法第1条第1項に規定する質屋営業を営む者
- (14) 商品先物取引法第2条第17項に規定する商品取引債務引受業及び同法同条第22項第3号又は第4号に規定する商品先物取引行を営む者
- (15) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- (16) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第3項に規定する商品投資顧問業を

営む者

- (17) 探偵業の業務の適正化に関する法律第2条第3項に規定する探偵業を営む者
- (18) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- (19) ここに掲げる者のほか、ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと市が認める者

第2 ネーミングライツで使用する愛称は、公共施設としての品位を損なうことなく、かつ市民に親しまれやすいものでなければならないことから、次の各号のいずれかに該当する場合は不適切と見なし、使用を認めないことします。

- (1) 法令等に違反しているもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの。
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの。
- (6) 虚偽又は誇大な表現を用いたもの。
- (7) 他の施設と誤認するおそれのあるもの。
- (8) 個人の氏名
- (9) ここに掲げるもののほか、公共施設の愛称としてふさわしくないと市が認めるもの。